

(参考)

## 川内原子力発電所2号機 第16回定期検査の概要

### 1. 関係法令

電気事業法第54条(定期検査)

電気事業法第55条(定期事業者検査)

### 2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

(1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

(2) 計測制御系統設備

(3) 燃料設備

(4) 放射線管理設備

(5) 廃棄設備

(6) 原子炉格納施設

(7) 非常用予備発電装置

(8) 蒸気タービン設備

### 3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体157体の約3分の1を取り替える。

以上